

【判例研究】

学校の課外クラブ活動中の熱中症事故と
顧問教諭の注意義務

大阪高裁平成27年1月22日判決

〈平成26年（ネ）668号、損害賠償請求事件〉

判例時報2254号27頁

中京大学法科大学院 教授

奥野久雄

序

学校の管理下における熱中症事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるものであり、それほど高くない気温（25度～30度）でも、湿度が高い場合に発生していることが認められる。その他の熱中症の発生リスクに影響を及ぼす要因としては、①暑さに対する慣れ（暑熱馴化）、②水分補給、③透湿性・通風性の良い帽子・服装の着用、④睡眠不足、⑤風邪、発熱、下痢などの体調不良等々が挙げられる。そこで、本判決は、課外のクラブ活動に立ち合っていなかった顧問教諭にとって、部員の熱中症の発生につき予見可能性があったかどうか争われたものであり、検討に値する。

《事実》

X₁（原告・控訴人）は、Y（被告・被控訴人）の設置・運営する高校の2年生に在籍し、テニス部に所属していた。平成19年5月24日、X₁が、テニス部の練習中に突然倒れて心停止に至り、低酸素脳症を発症して重度の後遺症が残った。そこで、X₁とその両親X₂、X₃（原告・控訴人）は、同校テニス部の顧問のA教諭らに義務違反があるなどと主張し、Yに対して、国家賠償法1条1項（以下、国賠法1条1項という。）に基づき4億6000万円の損害賠償を請求した。

本件テニスの練習当時、本件テニスコート内は、30度前後の高温で、地表面は更に10度前後高温であった上、当日は定期試験最終日であり、X₁を含む部員らは、平成19年5月14日以降練習をしておらず、X₁においては、不規則な睡眠のための十分な睡眠がとれておらず、本件練習時の水分補給も乏しいものであったことが認められる。加えて、当日X₁は、帽子をかぶっていなかった。原審は、X₁の心停止の原因が熱中症と認めるだけの根拠がないとしたうえで、仮に熱中症が原因としたとしても、X₁は自主的に休憩をとることは可能であったなどとして、顧問教諭Aらの過失を否定し、Xらの本訴請求を棄却した。Xらは、控訴した。

《判旨》

「公立学校の教育活動に伴う事故については、国家賠償法1条の『公権力』に学校教育活動も含まれるものと解されるので、同法1条の適用が認められることは当然である。また、課外のクラブ活動であっても、それが公立学校の教育活動の一環として行なわれるものである以上、その実施について、顧問教諭には、生徒を指導監督し、事故の発生を防止すべき一般的な注意義務がある。もっとも、高校の課外クラブ活動は、生徒の成長の程度から見て、本来的には生徒の自主的活動であるというべきである。そして、その練習内容についても、部員である生徒の意思や体力等を無視して顧問が練習を強制するような性質のものではなく、各部員の自主的な判断によって定められているのが通常であると考えられているから、注意義務の程度も軽減されてしかるべきである。しかしながら、顧問が練習メニュー、練習時間等を各部員に指示しており、各部員が習慣的にその指示に忠実に従い、練習を実施しているような場合には、顧問としては、練習メニュー、練習時間等を実施指導をするに当たり、各部員の健康状態に支障を来す具体的な危険性が生じないよう指示・指導すべき義務があると解するのが相当である。」

「本件テニス部では、顧問であるA教諭が練習メニュー、練習時間等を各部員に指示し、各部員は、これに忠実に従った練習を行っていたことが認められる。そうである以上、本件において、A教諭には、本件練習メニューを指示するに際して、各部員の健康状態に支障をきたす具体的な危険性が生じないように指導しなければならない義務があったというべきである。

(中略) 本件練習に立ち合うことができず、部員の体調の変化に応じて時宜を得た監督や指導ができない以上、A教諭においては、控訴人X₁を含めた部員らの健康状態に配慮し、本件事故当時の練習としては、通常よりも軽度の練習にとどめたり、その他休憩時間をもうけて十分な水分補給をする余裕を与えたりするなど、熱中症に陥らないように、予め指示・指導すべき義務があったといえる。

それにもかかわらず、A教諭は、(中略) 通常よりも練習時間も長く、練習内容も密度の高いメニューを控訴人X₁に指示した上、水分補給に関する特段の指導もせず、水分補給のため十分な休憩時間も設定しない形で練習の指示をしていたことが認められる。

したがって、A教諭には、上記義務に違反していたものというほかはない。」

[研究]

1 国賠法1条1項は、「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって、違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる」と定めているが、近年の最高裁は、同法にいう「公権力の行使」の意義について、民法その他の私法が適用されるべき純粹の私経済的作用及び国賠法2条による場合を除き、非権力的な公行政作用もこれに含まれるとする立場を採った⁽¹⁾うえで、学校教育を非権力的作用と捉え、その教育活動中の事故に国賠法を適用しようと考えているのであるといえよう⁽²⁾。本判決も、この線に沿って、国賠法1条1項の適用を認める見解を採用したものである。

2 問題になるのは、本件学校の設置者である公共団体の責任が成立するかどうかという点であ

る。国賠法1条による国の責任は、公務員である教諭の不法行為責任に代置されるものと解される。ゆえに、それは不法行為の成立要件である顧問教諭の過失の存否に大きく左右されることになる。そこで、この過失を、どのように判定されるべきであるかについて検討しよう。

イ) 一般に、学校の教師が生徒を保護し、監督すべき義務を負っていることについては異論はない。最高裁も、中学校における課外のクラブ活動中の部員と他の生徒間のけんかによる失明事故に関する事案について、「課外のクラブ活動であっても、それが学校の教育活動の一環として行われるものである以上その実施について、顧問の教諭をはじめ学校側に生徒を指導監督し事故の発生を未然に防止すべき一般的な注意義務のあることを否定することはできない」と解している⁽³⁾。学校における課外クラブ活動について、顧問教諭の注意義務は、個々の活動についてまで及ばない旨を述べたものであり、ゆえに、顧問教諭の過失（注意義務違反）の前提としての予見可能性の対象も個々の活動中の具体的な被害に求められるべきではないことを述べたものと解されるであろう⁽⁴⁾。もっとも、課外のクラブ活動が本来生徒の自主性を尊重すべきものであることを顧慮すれば、何らかの事故の発生する危険を具体的に予見することが可能であるような特別の事情がある場合にのみ、予見可能性の対象は個々の活動中の具体的被害に求められるべきである、とされるであろう。

ロ) この最高裁の判例法理があてはまるのは、学校の課外クラブ活動中の生徒間の行為が事故の直接原因になるもので、かつ、損害発生を防止すべき義務を負う者がこれを怠った場合の責任を判定する場面であろう。なぜなら、課外活動における生徒の自主性の尊重とクラブ活動実施の危険性から生徒を守ることとの調和をはかるためであるからである。一方、本件事案のように生徒の熱中症事故を最小限度に抑えるべき義務を負う立場にある者がこれを怠った場合の事故処理上それが妥当するかが問われる。というのは、課外のクラブ活動中の熱中症事故の事案に関する下級審裁判例がいくつか出されており⁽⁵⁾、上記最高裁判決に沿う判断を示すものがすでに現われているからである。

まず、私立高校の生徒が野球部の合宿練習中に日射病に罹患して死亡した事故に関する事案で、[1] 盛岡地判昭和60年2月2日判例タイムズ555号24頁は、かなりの判断力のある高校1年生を被害者とする事故であることを重視し、学校側の責任を否定したものである。すなわち、(i)「本件合宿参加者はいずれも高校1、2年生であって、その判断力も成人に準ずる程度に達しているから、B部長らの指導監督も、部員らのそのような判断力を前提とする程度のものであれば足り、当日の天候、気温などの自然条件や部員の体力・身体的状況のほか、練習の種類・程度などの諸点に鑑み、高校野球部の部長あるいは監督として通常有すべき経験則上、何らかの疾病・事故の生ずることを予見することが可能であるような特段の事情のある場合は格別、そうでない限り、部員らの練習模様を逐一監視することまで要求されないものと解するのが相当であるところ、本件において右特段の事情があることの立証はない。B部長において、Aから身体の不調やランニング中止の申入れを受けたことはないから、Aのランニングを中止させ、休息をさせなかったことに責められるべき点はない。」

(ii) Aは、ランニング終了後も身体の不調を訴えることなく、ベンチ付近で練習を見ながらバットを並べたり、ボールを探したりしていたのであるから、上記部長らがAの異状に気づかなかった

としても、責められるべき点はない、という旨を判示した。

(分析)

学校における体育活動の中で、野球の練習は、比較的危険性の少ないもので、原則として、特別の事情のある場合以外は、人身事故について、学校の責任は認められにくい傾向が⁽⁶⁾いわれている。おそらくこのようなことが背景にあって、学校側（顧問教諭ら）の注意義務が緩やかに措定されており、そして、[1]では、具体的被害が予見されうる特別事情の存在が否定されているのであろう。なぜなら、顧問教諭が「部員の練習の様様を逐一監視することまで要求されない」と解されているからである。

もっとも、[1]においては、問題の焦点が熱中症による被害を防止することにあるとすれば、当時の熱中症についての顧問教諭の知識や認識は必ずしも十分なものであるとはいえず、[1]のように部員からの体調不良の申出を待って、はじめて顧問教諭がその対応処置をとるというようなものになっているとすれば、これはそのことの表われというほかはないといえよう。この点で、[1]の部員からの申出に待つという判断の仕方には疑問の余地がある。なぜなら、学校側で部員を注意深く監視し、その体調の不良に気付き、これに適切な対応をして、熱中症を防止すべき処置をとるべきであったと考えられるからである。そうだとすると、熱中症の発生を特別事情の枠内に位置づけ、これを過失の前提としての予見の対象と捉えるべきであったように思う。①部員の判断力、②自然条件（天候・気温など）、③部員の体力・身体的状況、④練習の種類・程度等を考えれば、妥当な判断に達するであろう。

これに対して、次に見る[2]ないし[6]の裁判例は、顧問教諭らの監督・指導上の注意義務違反を認め、学校側の損害賠償責任を肯定したものである。

[2] 千葉地判平成3年3月6日判例時報1407号108頁は、高校1年生の相撲部員が他校との合同合宿に参加して訓練中熱中症に罹患して死亡した事故に関する事案について、「課外クラブ活動として行われる合宿においては、学校設置者の履行補助者たる顧問教諭は、部員の健康状態に留意し、運動中、部員に何等かの異常を発見した場合、速やかに容態を尋ね、応急処置を採り、必要な場合には医療機関による処置を求めべく手配する注意義務を負う」べきであり、「その具体的内容・程度は、運動の内容、環境、部員の運動に対する習熟度、顧問教諭のクラブ活動に対する関与の在り方等を総合的に考慮して決せられるべきである。(中略) B教諭は、Aの熱中症を予防するため、同人に異常がないかを注意し、水分塩分の補給を図り、熱中症に罹患した場合、前記応急措置を採る外、意識喪失等更に重度の障害が見られれば、直ちに医療機関へAを搬送すべき義務があったものと認めるのが相当であ(り)、」その時期は、「Aが道場内で倒れたりした時点については、Aは合宿参加を渋っていたこと及び平素も練習をいやがることがあったことからして、直ちに熱中症の罹患を疑うべきであったことは認めえないが、Aが道場から走りだし倒れた時点については、練習が終っていた以上、Aがこのような行動をする合理的事情はなかったのであるから、右時点において、B教諭は、前記注意義務を尽くすべきであったとみるのが相当である。

しかるに、B教諭は、日向のグラウンドに少なくとも30分ないし40分Aを寝かせておき、午後2時

ころに A を体育館脇のたたきに移動させたが、この間 A に対する応急措置を行っておらず、A の異状に気付いたのが午後 3 時 40 分ころであり、(中略) 1 時間程度寝かせておけば回復していたという B 教諭の経験に照らしても、同教諭が A を寝かせておいた前記の状況及び時間は著しく不適切であったと言わざるをえず、B 教諭には前記注意義務違反があったものと認めざるをえない」と判示した。

(分析)

学校の課外クラブ活動においては、いろいろな事故が発生し、顧問教諭の注意義務違反としての過失が問われることが少なくない。この過失の判定については、生徒の年齢・経験・体調やクラブ活動の種類・内容、クラブ活動の行われる環境などが考慮される。

本件のように熱中症に伴う事故が問題になる場合には、部員の健康状態を把握し、運動中その異常を発見することに努め、応急処置を採り、医療機関への手配をすべき注意義務が考えられる。そして、その義務違反の判定は、必要なときは、運動の内容・環境、部員の運動に関する習熟度、顧問教諭のクラブ活動に対する関与の在り方などの要因を総合的に考慮され、それは、平均的顧問教諭の認識を基準にして行われる。この意味でも、本件のような B 教諭が個人的経験(1 時間程度寝かせておけば回復していたというようなもの)に依ったのみでは、不適切といわざるをえないであろう。

もっとも、[2] では、B 教諭について慎重な過失判断がなされていることに注目すべきである。部員 A が平素から練習に消極的であったことから、練習中道場内で倒れたとしても、直ちに熱中症を疑うべきであったとはいえないというふうなのである。この背後には、被害救済の必要性和課外のクラブ活動の自主性・部員の判断力の高さとの調整がある。

[3] 徳島地判平成 5 年 6 月 25 日判例時報 1492 号 125 頁は、公立中学校 1 年生の野球部員が練習の休憩時に熱射病に起因する心不全により死亡した事故に関する事案であり、「公立中学校における課外クラブ活動の担当教諭は、部活動全体を掌握して指導監督に当るものであるから、練習において部員の生命身体に危険が及ぶと予想される場合は、あらかじめそのような危険の及ぶことのないよう配慮すべき安全配慮義務があるものというべきである。本件の場合、事故当日の野球部の練習は、高温多湿の真夏の炎天下、強い日差しをさえぎる木立もない河川敷グラウンドで、午前 9 時から午後 1 時近くまで行われることが予定されていたのであるから、その指導担当者である B 教諭は、部員が熱さと激しい運動により熱中症にかかることのないよう、練習中は適宜休憩をとらせ、十分に水分補給をさせるとともに、練習中部員に熱中症を窺わせるような症状が見られたときは、直ちに練習を中止し、涼しい場所で安静にさせ、体温を下げる手立てをとるなど準備をしておく必要があったというべきである。とりわけ、(中略) A のように必ずしも野球を得意とせず、練習にも十分慣れていないものが参加していたのであるから、B 教諭としては、練習が過度にわたり、これにより部員が熱中症を引き起こすことのないよう細心の注意を払うべき義務があったというべきである。

ところが、B 教諭は、(中略) 1 回目の休憩時に、持参の水筒の水を飲んでいて A に余り水を飲まないように注意し、十分な水分補給をさせず、また、A が未だ野球の技量が十分でなく、練習に

も十分慣れていないにもかかわらず、他の部員と同じように運動量の激しいフットワーク練習を行わせ、その結果、Aがフラフラになって用水路に行く姿を認めながら、他の部員と一緒についていくよう指示しただけで、そのままAを放置し、本件事故に至らせたのであるから、Aの身体の安全を確保すべき義務を怠った過失があるものといわなければならない。」と判示した。

(分析)

学校の課外クラブの顧問教諭は、指導・監督者として、クラブ活動全体の掌握と、生徒の年齢・健康状態、環境、気象条件、練習の内容、クラブ活動に対する習熟度などを考慮し、危険の予見及び事故防止について特段の配慮が要請される。とりわけ、本件においては、クラブ活動（野球）の技量が十分でなく練習にも慣れていない部員が参加していること、炎天下での激しい運動は熱中症の急性症状によって心不全を起こす可能性があることなどを考慮し、十分な水分補給をさせるとともに、熱中症を疑わせる症状が部員に見られたときは練習を中止させるべきであり、これを怠ったならば、部員の身体の安全を確保すべき義務に違反した過失が認められるであろう。

実際のところ、顧問の教諭は、部員に十分な水分を補給させず、運動の技量不足の部員に激しい練習を課したため、フラフラ状態になった部員を放置し、その結果、熱中症事故を生じさせるに至らせた。

[4] 松山地判平成6年4月13日判例タイムズ856号251頁は、公立高校1年に在学する生徒Aが、課外のバスケットボールクラブ活動の練習中に、熱中症を来たして急性心不全により死亡した事故についての事案において、「生徒がクラブ活動に参加中に発生した死傷事故について、右事故の発生する危険性を具体的に予見することが可能である限り、右危険を回避するための措置を講ずべき注意義務を負うものというべきである。(中略) Aが第1回目に倒れた際には、B教諭が水分を補給させた上、休息をとらせて経過を観察する措置をとったことは、当時の状況に照らして適切であって、同教諭に過失があったということとはできない。

また、その後相当時間の休息後に、B教諭がAの申出により練習に参加させたことは、(中略) 右休息によりAの身体状態が回復したと判断することは、医学の専門知識のない同教諭としてはある程度無理がないところであるから、これをもって不法行為上注意義務に違反する過失があったと認めることはできない。

しかし、その後、Aが短時間の練習再開で前回よりも異常な状態で倒れた時点では、当時の状況に照らして一般人としてもAの身体状態が尋常でないことを容易に認識できたものと認められるから、B教諭は、この時点において、Aの身体の危険性に配慮し、救急車を手配するなどして直ちに医師の診断を受けさせる注意義務があるのに、これを怠った過失があるというべきである。(中略) 不注行為責任における過失を認定するための予見可能性としては、医学的な死の転帰の予見可能性があることまでは必要でなく、身体に対する尋常でない危険性の認識可能性で足りると解されるのであり、B教諭にはこの意味での予見可能性を肯定することはできる」と判示した。

(分析)

ここにおいて重要な点は、注意義務の捉え方を段階的にしようとしていることであり、これによって、被害生徒と加害者側（顧問教諭）との利益の調整をはかっている点であり、注目される。すなわち、最初に倒れたときに、水分を補給させた上で、休息をとらせ、経過を観察する措置をとることは、適切であって過失はない。その後、相当時間の休息をとらせ、本人の申出により練習に参加させたこと、この休息により身体の状態が回復したとの判断は、ある程度無理からぬものであり、これをもって不法行為上の注意義務違反とはいえないとされる。不法行為上、注意義務違反の前提としての予見可能性があるといえるには、その後、短時間の休息で練習に参加させ、前回より異常な状態で倒れた時点で、平均人としても、身体の尋常でないことの認識は可能であって注意義務違反としての過失を肯定的に判断できるとしている。

〔5〕浦和地判平成12年3月15日判例時報1732号100頁は、県立高校の山岳部員が参加した合宿登山中に熱射病で死亡した事故に関する事案において、引率教師に過失があるとした。すなわち、「登山活動には天候急変などの自然現象による危険の発生や体力、登山技術の限界などに伴う様々な危険が存在することは公知の事実であるから、登山活動の計画立案に当たっては、事前に十分な調査を行い、生徒の体力・技量にあった無理のない計画を立てるとともに、登山活動中においても、部員の健康状態を常に観察し、部員の健康状態に異常が生じないように、状況に応じて休憩、あるいは、無理のないよう計画を変更すべきであり、さらに、部員に何らかの異常を発見した場合には、速やかに適切な応急処置をとり、必要な場合には下山させて医療機関への搬送を行うべき注意義務を負っているというべきである。

本件についてみると、(中略)被告教諭らは、・・・Aが熱射病に罹患し医療機関への搬送が必要な状態にあることについて十分認識可能であったということができ、・・・直ちにAを安静にして冷却措置などの応急措置をとるとともに、同人を一刻も早く医療機関に搬送するための措置をとるべき注意義務を負っていたというべきである。

ところが、被告教諭らは、現場で数時間冷却措置を行ったにとどまり、・・・医療機関に搬送するための措置をとらなかったのであって、さらには・・・冷却措置などの応急措置も十分でないまま、翌24日朝までほとんど何らの効果的な措置をとらなかったのであるから、被告教諭らは右注意義務に違反したといわなければならない」と判示した。

(分析)

ここでは、学校の課外活動として行われる登山活動の計画立案についての留意点と登山活動中の引率教師の注意内容の在り方に言及されている。まず、前者の留意点は、1)十分な事前調査、2)生徒の体力・技量にあった計画が共になされているかである。つぎに、注意内容の在り方としては、登山活動において、3)部員の健康状態の常時の観察、4)その健康状態に異常が生じないように状況に応じての休憩や無理のないよう計画変更が可能であること、5)部員に何らかの異常を見つけた場合の適切な応急措置をとること、6)必要なときの医療機関への搬送することなどである。

本件では問題の部員が熱射病に罹患し、医療機関への搬送が必要な状態にあることが認識可能で

あったが、実際、引率教師は、応急措置も不十分なまま何らかの効果的措置をとらなかった点に注意義務違反の過失を認めた。

〔6〕大分地判平成20年3月31日判例時報2025号110頁は、私立高校2年に在学していた女子生徒が、学校のバスケットボール部の練習中に熱中症を発症し、記憶障害という後遺症を負った事故について、指導教諭の過失の存否が争われた事案である。その点について次のような判示がなされた。すなわち、「本件事故当時、既に熱中症の予防策や発生時の対処方法について、財団法人日本体育協会による熱中症ガイドブックも公刊されており、熱中症の危険性やその予防対策の重要性は、体育教育関係者にとっては当然身につけておくべき必須の知識であったと認められることなどを考慮すると、被告B（教員でバスケットボール部の指導・監督者）としては、部員らの体調を把握して、熱中症を疑わせる症状がみられた場合には、直ちに涼しい場所で安静にさせて、水分を補給したり体を冷やすなどの応急処置を採り、水分補給ができない場合には、医療機関に搬送すべき具体的な注意義務を負っていたというべきである。」

以上を前提にして本件についてみると、「被告Bとしては、本来ならば練習を控え、あるいはその内容を比較的軽微なものとし、かつ、部員に対して十分な水分及び塩分を補給させるよう努めるべき注意義務があった。

しかしながら、被告Bは、部員に対し、普段と同様の練習をさせ、原告Aを含む特待生については、午前、午後とも練習を実施したし、部員に対し十分な水分及び塩分を取るよう指示をせず、逆に水分を摂りすぎないように厳しく指導していたのであるから、10リットル入りのスポーツドリンク（この量は、当時参加した18名程度の部員に対して十分といえない。）や冷水器が設置されており、午後の練習時、被告Bの教え子が水菓子を差し入れたとしても、上記注意義務を尽くさなかったといわざるを得ない。（中略）

そうすると、原告Aは、高温多湿の気象状況の中、十分な水分及び塩分を摂らずに長時間にわたって練習をしていたことが原因で熱中症になったものと認められるので、被告Bの上記注意義務違反と原告Aの熱中症により生じた損害との間には相当因果関係がある。

また、（中略）原告Aは、本件事故当時、意識が朦朧とし、水分の経口投与を受け付けられない状態になっていたのであるから、熱中症ガイドブックに従えば、高熱などの症状が現れなくても、その時点で医療機関に搬送すべきであったといえる。それにもかかわらず、被告Bは、原告Aが倒れた原因を単なる疲労と考え、安易に寮での休養を決定し、医療機関に搬送する処置を怠ったのであるから、熱中症予防のみならず、熱中症に対する処置についても注意義務に反していたものと認められる」と。

（分析）

私立学校に在学し、被害をこうむった生徒は、学校の課外クラブ活動を指導・監督する顧問の教諭個人に対して、民法709条の責任を問うことができる。学校に対しては、教諭の被用者としての過失を証明することで、民法715条の使用者責任を問うこともできる。いずれにしても、顧問教諭の指導・監督上の過失の有無が損害賠償責任の成立を大きく左右することになる。

〔6〕判決では、顧問教諭の過失の判断要因として（1）日本体育協会による熱中症ガイドブックの存在、（2）熱中症予防対策の知識の必須化⁽⁷⁾、（3）部員らの体調把握、（4）熱中症の症状に対する応急処置（安静、水分補給など）、（5）医療機関への搬送などがあげられる。もっとも、本件では、顧問教諭は、部員が意識朦朧、水分の経口投与の拒絶状態になっているのであるから、監督・指導として、応急処置をとるべき注意義務を怠った過失があるとされる。

要約

学校の課外クラブ活動中の事故について、顧問教諭の過失をめぐって議論がなされている。生徒間事故（失明の事案）について、事故を予見できる特別事情がある場合以外は、個々の活動にまで注意すべき義務はないとする最高裁判決が出されているが、問題の熱中症事故については、下級審において、すでにそのような特別事情はなかったとして、顧問教諭の過失を否定し、学校の責任を認めなかった裁判例（〔1〕）が言渡された。このほかは熱中症事故をそのような特別事情の枠内に位置づけ、生徒の生命・身体に危険が及ばないように配慮し（生徒の健康状態把握義務を負い）、異常を発見した場合は、容態観察義務、応急処置義務、医療機関搬送義務などの結果回避義務があるとし、これらを怠った顧問教諭の過失を肯定し、学校の責任を認めた裁判例（〔2〕～〔6〕）が存在した。課外クラブ活動への自主性（教育の自由）と生徒保護の調和をはかろうとする点では共通するが、とりわけ、注意義務の捉え方を段階的にするものがあり（〔4〕）、また、熱中症についてのガイドブックの存在やその知識の必須化が、いわれている（〔5〕）点で注目される。

しかし、実際には、顧問教諭らの熱中症への認識・対応はきわめて不十分であって、注意義務違反としての過失が認められ、学校の責任が肯定されていた⁽⁸⁾。

本判決の検討

以上の要約をふまえ、本判決をみてみよう。

本判決と上記最高裁判決と共通点は、顧問教諭が課外のクラブ活動に立ち合っていなかったことであろう。そして、本件では、部員が習慣的に顧問教諭の指示に忠実に従って練習を実施していて、顧問教諭はクラブ活動に立ち合うことができないため、練習時間、練習メニューを部員に指示するにあたって、部員の健康状態に支障を来す具体的危険性が及ばないような練習メニューを部員に示して指導するにとどまらざるをえなかった。しかも、当日は問題の部員は帽子をかぶっておらず、また定期試験最終日であり、部員の体調に配慮すべきであった、という事情が加わる。

これらの事情から本件では、熱中症防止策として、部員の体調把握を前提に、「通常より軽い練習にとどめるべきこと、休憩時間をもうけ十分に水分補給する機会を与えることなど」が考えられる。

それゆえに、顧問教諭がこれらを考慮し、部員に練習時間・練習メニューを指示するならば、クラブ活動に立ち合わなくても、その実施は可能であったといえよう。このことを法的規範とすれば、次のような表現になるであろう。すなわち、「学校における課外のクラブ活動が本来生徒の自主性を尊重すべきものであることを顧慮すれば、何らかの事故の発生する危険を具体的に予見する

ことが可能であるような特別事情がある場合に限り、予見の対象は個々の活動に求められるべきであり、そして、この特別事情の枠内に問題の熱中症の発生を位置づけるべきである、といえる。そして、熱中症の発生を疑う要因として、次の諸点を考慮すべきであろう。すなわち、①部員の体調把握、②部員の運動技量・体力に見合う練習メニューの提示、③運動環境（高温・多湿〈計器の設置〉）、④水分補給の具合等である。

もちろん、学校における熱中症事故防止のための必須条件は、教員、とりわけ体育・スポーツ関係者への熱中症に関する知識の普及（周知）であろう。

〈注〉

- (1) 最判昭和62年2月6日判例時報1232号100頁
- (2) 奥野久雄『学校事故の責任法理Ⅱ』（法律文化社2017年）113頁
- (3) 最判昭和58年2月18日民集37巻1号101頁
- (4) 注2）前掲書132頁
- (5) 長尾英彦「熱中症事故と損害賠償責任」（中京法学43巻2号2008年）263頁
- (6) 遠藤博也『現代法律学全集61、国家補償法上巻』（青林書院1981年）321頁には、「野球等の団体競技に関する判例で競技中の競技者自身に生じた事故に関するものは稀である。」との指摘があり、また、同書322頁に、「競技参加者に生じた事故ではあるものの、競技それ自体から生じたものではない例として、」福岡高判昭和49年12月2日判例時報777号56頁と札幌地判昭和55年2月8日判例時報971号88頁のふたつをあげている。いずれも「事故の態様」（前者）「その場の具体的状況」（後者）により、担当教諭の過失を否定している。

もっとも、最近の文献に、裁判例についてはないが、岡村英祐他『これで防げる野球練習中の事故—野球練習中の事故の防止のための提言』で、2007年度（平成19年度）から2016年度（平成28年度）までに発生した体育活動（体育の授業、運動部活動、体育的行事等）における事故で、災害共済給付の障害見舞金（第1級～第14級）が給付された事例1575件に関して、これを競技別に分析してみると、野球は471件で、他の競技種目に比べて圧倒的に多く、障害が発生した部位別に分析すると、野球事故471件について、眼の障害が202件、歯牙の障害が173件であるとされている（『季刊教育法』197号（2018年）74頁）

なお、独立行政法人「日本スポーツ振興センター」（JSC）のまとめによると、昭和50年から平成29年（速報値）の間、クラブ活動中に熱中症で死亡したのは146人であり、このうち、37人が野球部の活動中で、最も多く、全体の25.34%を占める。次いで、ラグビー部17人、柔道部16人、サッカー部14人、剣道部11人、山岳部9人などである（産経新聞平成30年（2018）日刊271156号）。また、JSCの別の調査によると、熱中症で死亡した野球部員を学年別で見ると、平成2年度～平成24年度に亡くなった18人のうち、高1が11人を占め、高2（3人）や中1と中2（各2人）を大幅に上回る。高1が多い理由としては、野球経験の少ない初心者や、肥満体形の部員がランニングなど長時間に及ぶ練習の終了間際に発症する傾向が強かったためであることが指摘されている（前掲産経新聞）。

- (7) 公立中学校のハンドボール部の二年生男子生徒が、夏期練習中に熱中症に罹り死亡した事故について、顧問教諭に過失があるとして国家賠償請求が認容された、名古屋地裁一宮支部平成19年9月26日判決（判例時報1997号98頁）も、その過失の判断要因として、文部科学省からの学校に対してなされた熱中症の予防策についての周知が重視されたものである。
- (8) 本判決の出された後に、県立高校野球部所属の生徒が練習中に熱中症に罹患して死亡した事故に

ついて、野球部監督教諭に過失があったとして、県の国家賠償責任が認められた事例として、〔7〕高松高裁平成27年5月29日判決判例時報2267号38頁、また、市立中学校の生徒がバトミントンの練習中に熱中症に罹患し脳梗塞を発症したことについて、学校側の損害賠償責任が認められた事例として〔8〕大阪高裁平成28年12月22日判決判例時報2331号31頁がある。〔7〕の原審は、生徒Aが倒れた直後監督教諭Bが119番通報したことなどから過失があったとはいえないなどと判断し、Xらの本訴請求を棄却した。〔7〕は、「B監督は、本件高等学校の教員であり、本件硬式野球部の監督でもあるから、部活動の実施により部員の生命身体に危険が及ばないように配慮し、危険を防止するとともに、何らかの異常を発見した場合には、その実態を確認し、必要に応じて、運動の禁止、応急処置、医療機関への搬送等の措置を取るべき一般的な注意義務を負っていた。そしてB監督は、このような注意義務の一環として、部活動の実施により部員が熱中症に罹患することがないように配慮し、危険を防止するとともに、熱中症を予見させる異常の発見に努め、何らかの異常を発見した場合には、部員の容態を確認し、必要に応じて、運動の禁止、応急措置、医療機関への搬送等の措置を取るべき熱中症に関する一般的な安全配慮義務を負っていたといえる。」と述べる。これに対して、〔8〕の原審は、学校の責任を認め、〔8〕はその拡張を求め、附帯控訴を起こした。〔8〕は、スポーツ活動中の熱中症を予防するための措置を講ずるには環境温度を認識することが前提となり、その把握が極めて重要であることを指摘する。すなわち、「平成22年当時において学校関係者に既に周知されていたと認められるから、被控訴人中学校長には部活動を行う室内又は室外に温度計を設置すべき義務があり、部活動の過程でWBGT（湿球黒球温度）等の温度を把握することができる環境を整備すべき義務があったと解しても何ら不当ではない」と述べる。